

J R 東日本労働組合

NAGANO

E-mail naga-30-naga@hotmail.co.jp



2016年 1月30日 No. 187

JR東日本労働組合

長野地方本部

発行者：篠原和幸

編集：情宣部



会社の一方的な施策は問題あり！

長野総合運輸区分会 駐車スペース問題のたたかい

長野総合運輸区では昨年、会社から職場の駐車スペースの廃止を提起され、分会の総力で駐車スペース確保のたたかいを創りだしてきました。たたかいにおいて、駐車スペースの必要性を会社に訴え存続させる為に、組合員だけではなく他労組組合員にも共闘を呼びかけ、様々取り組んできました。また、地本一支社間の団体交渉でも議論をしてきましたが、会社の廃止にするという考えを覆す事ができませんでした。現在、駐車スペースが廃止され、利用者は長野駅周辺の月極駐車場を借りたり、バスや列車などの公共交通機関の利用に切り替えるなど不便さや負担が増す中、日々業務しています。先日、部外の法律家の観点から意見を聞きたいとの意見が分会執行委員会において議論され、長野総合運輸区の代表者が長野市内の法律事務所に伺い、法の専門家からのアドバイスをいただきました。相談の中で、以下の見解・問題点が指摘されました。

弁護士の見解・指摘された問題点（要旨）

- 駐車スペースは、暗黙のルールとはいえ、長年の慣例であり事実上の労使合意のもとに存在してきたと言える。
- 駐車スペース廃止という不利益に対し、会社は社員に代替案を提示するなど誠心誠意考えて提示するのが一般的なルール。
- 今回の会社の対応は「何も考えていない」と受け止められる。代替案を示さない会社の姿勢は問題。
- 駐車スペースの廃止で、家から来れない・帰れない状況を発生させた事による前後泊は事実上の拘束と言え、就業規則違反とも考えられる。拘束時間と見た場合残業代支給対象になる。
- 乗務割交番作成規程 3 条にある在宅休養時間の趣旨は「安全」であると言え、在宅休養を困難にする施策は 3 条に違反し、「安全」への事実上の否定。
- 「安全」を確保する為の法律が存在すれば 3 条に違反する事は法に違反する事になり、是正を求めなくてはならない。
- 今回の施策は労働条件の一方的な切り下げとも考えられ、違法性は否定できない。

総合運輸区分会だけの問題とせず地本全体で支えていこう！！